

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第16回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年1月19日（火） 14:20～15:05

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3016号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置）について

【諮問第3019号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、時間が参りましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中7名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件と諮問事項1件でございます。

○根岸部会長　それでは、答申事項より審議したいと思います。諮問第3016号、接続料規則の一部改正について審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、昨年11月17日開催のこの部会におきまして審議を行いまして、12月17日まで意見募集を行い、その後寄せられました意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果についてご報告をいただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきたいと思います。

まず、諮問の概要を簡単に申し上げたいと思います。

本件は、平成22年度以降の接続料の算定方法等につきまして、接続料規則において所要の規定整備を行うものでございます。

まず、お手元の資料16-1の5ページをごらんいただきたいと思います。LRIC方式、長期増分費用方式による平成22年度の接続料算定に用いる各入力値の更新でございます。

これは、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料については、毎年度最新のデータを用いてLRIC、長期増分費用方式で再計算することとされているため、平成22年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れかえるものでございます。これら更新は、別表にて規定いたしております。

なお、当該入力値につきましては、昨年10月30日に開催をされました第34回長

期増分費用モデル研究会におきましてご了承いただいているところでございます。

以上が、諮問の概要でございます。

本件は、平成21年、昨年(2009年)の11月17日に当部会に諮問をされまして、同年の12月17日から1カ月にわたりまして意見募集を行いまして、2社から意見を寄せられました。また、本件についても、今年になりましてからの12日、接続委員会を開催いたしまして検討を行ったところでございます。

今回寄せられました意見、及びその考え方につきましては、少し戻りまして、2ページにまとめております。簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページの「意見1」をごらんいただきたいと思っております。LRIC接続料は、平成21年度でNTSコストの控除が、たしか5年間でしたね、終了いたしました。他方、今度は逆に、き線点RT-GC間伝送路コストの段階的な再算入が行われており、平成22年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少という根本的な事情と合わせまして、大幅に上昇する可能性がある。まずNTTがレガシー系サービスに係るネットワークの将来計画を明らかにして、ユニバーサルサービス制度やPSTN接続料のあり方はもとより、日本の電気通信の将来像について、公正な競争環境の担保をはじめとした包括的な議論を早急に開始すべきと、こういったご意見でございます。

これに対しましては、右のほうの「考え方1」をごらんください。PSTNに係る接続料につきましては、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラフィックの減少傾向が続くことが想定されていることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、また関連するユニバーサルサービス制度のあり方との関係についても配慮をしながら、必要に応じて接続料算定のあり方について検討を行うことが適当であるといたしました。

ただし、PSTNからIP網への移行については、NTT東西は、平成22年度に概括的展望を公表するということを表明されておられるわけですが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西においては、必要な情報の積極的な開示が期待されるという考え方を付記的に、なお書きという形で加えさせていただいているところでございます。

「意見2」でございます。これは、接続料規則に定めている入力値の適正性に関する検証が困難であり、入力値の選定過程の透明性確保について引き続き検討すべきと、こういったご意見でございます。

これに対しましては、「考え方2」のほうでござんいただきたいと思います。LRIC、長期増分費用モデルの入力値選定につきましては、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針にのっとり適切に実施しております。こういった観点から、透明性も確保され、適切なものであると認められるわけでありますけれども、総務省においては、関係事業者等による入力値の適正性に関する検証がより一層可能となるような手法についても検討することが期待されるといたしました。

ただし、その際、関係事業者等の経営上の機密情報に関する取り扱いについては、十分に配慮する必要があるという考え方をなお書きに加えさせていただいているところでございます。

3ページの「意見3」でございます。これは、光ファイバに適用される経済的耐用年数に関して、光ファイバ関連技術の進展等による耐用年数の長期化が可能となるよう、推計方法の見直しについて引き続き検討すべきと、こういったご意見でございます。

これに対しましては、「考え方3」でございます。今回、省令において選定された光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付の情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響があらわれにくい撤去法を採用いたしまして、決定係数及び推計の制度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものと判断をいたしているところでございます。

ただし、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法につきましては、技術革新や市場環境の変化等を踏まえまして、必要に応じて検討することが適当であるというようなこと、考え方の中で、なお書きで加えさせていただいているところでございます。

以上が、今回の省令案に寄せられました意見と、その考え方でございます。接続委員会といたしましては、1ページの報告書の1にございますとおり、今回の接続料規則の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当という整理をいたしまして、ここにご報告をさせていただくところでございます。

よろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。ちょっとご質問というか、確認ですけれども、意見2のところに入力値の選定過程の透明性確保について引き続き検討すべきと、こういう意見があったということで、そして考え方として、入力値の適正性に関する検証がより一層可能となるような手法の検討と、こういうふうに書かれており、一方、経営上の機密情報の取り扱いには十分に配慮する必要と、こういうふうに書かれておりまして、その関係はなかなか難しいようにも見えますが、今、長期増分費用モデル研究会は、この専門家が集まっておられて、かつ関係事業者も集まっておられて、そこで議論されているというわけですよ。

○東海臨時委員 はい。

○根岸部会長 それで、こういう経営上の機密情報など、それぞれの企業にとって競争上、極めてセンシティブな情報というのがあると思うのですが、そのような情報がないとこういう入力値の選定ができないということはないとは言えないかもしれませんが、それは関係事業者ではなくて専門家の方というか、中立というか、その方々はそれをごらんになって入力値の選定をやっていると、こういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○東海臨時委員 今ご指摘のとおり、長期増分費用モデル研究会そのものの本委員会は、基本的には、各専門の研究者によって構成されておりますが、その下にワーキンググループがございまして、毎年の入力値の入れかえにつきましては、事業者が参加するワーキンググループにおいて具体的な数値、具体的な数値というのは必ずしも金額だけでなく、物量的な人員であるとか、あるいはその他さまざまな関係数値を提示いただきまして、その数値を入れかえているという形をとっているということでございます。それを本委員会に持ち上げていただきまして、そこで専門的な研究者の方々のご意見をちょうだいして整理をするという過程を経ているところでございます。

その際、ワーキンググループに参加をする事業者の方々には、この正式な名称は後ほど事務局のほうから言っていただきたいと思いますが、そこに参加している事業者の方々の知り得た情報からもいろんなことが外に漏れるということで、いろいろな配慮をしているところでございまして、そのワーキンググループに参加の方々には、しっかりと秘密の確保ということに対して、たしか書類を提出していただいているということとなっております。

確かに、私どもが具体的な数値を拝見いたしましても、当該数値というものが、単に

我々のよく使うところの財務諸表等の公開された数値以外のものがたくさん出てまいりますので、これから類推してドミナント事業者の方の具体的な経営戦略とか、その他関係する情報が類推されるという可能性もあり得るわけでございます。

その意味で、現在においても非常にセンシティブに物を考えているところでございますけれども、しかしながら、他方、関係事業者の方々に対しての透明性の確保ということについても、もう少し前向きに、今現在の状況で参加いただくという形だけでなく、できる限りの情報は徐々に開示できるような形をとっていくという前向きな姿勢を今ここで議論させていただいて、前向きであってほしいということでございます。

が、しかしながら、なお書きを加えたのは、非常にセンシティブな問題であるので、しっかりとそのあたりについては、やはり秘密保持に関する対応をしていただきたいということを加えたということでございます。

事務局のほうから何かご回答ありましたら。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

何か事務局のほうで。はい、お願いします。

○村松料金サービス課企画官　　今、東海委員からご説明ございましたとおり、長期増分費用モデル研究会におきましては、モデル見直しの際に、事業者の方にもワーキンググループに参加いただきまして、守秘義務協定を結んだ上で、各事業者の提案データ等を守りながら議論をいただいているところでございます。今後はこのご指摘を踏まえまして、入力値の選定過程につきましても、透明性の確保というところを進めてまいりたいと考えております。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

先ほどの東海委員からのご説明につきまして、ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、諮問第3016号につきまして、お手元の答申案というのは4ページだと思えます、先ほどの接続委員会からこの部会への報告内容と同じであります、その内容をもって答申としたいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは、次に参りたいと思えます。次は、諮問事項であります。諮問第3019号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可と、いわゆるNGNにかかわります平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変

化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料16-2に基づきましてご説明をさせていただきます。

2ページ、申請概要をおあげいただけますでしょうか。まず、NGN接続料に関する接続約款変更についてでございます。

NTT東西のNGNは、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところでございます。同年3月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」、及び同年12月の次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書に基づき、以下の3機能、すなわち一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、いわゆる収容局接続機能、関門交換機接続ルーティング伝送機能、いわゆるIGS接続機能、そして一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能、いわゆる中継局接続機能、これら3機能に係る平成22年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

次に、3ページをごらんいただけますでしょうか。電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置に関する接続約款変更についてでございます。

平成21年10月16日付、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において示された固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項、及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、以下の事項、すなわちFTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定、ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定、WDM装置等に係る網使用料等の設定、及び中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定、これらの事項を措置するため、接続約款の変更を行うものでございます。

次に、主な変更内容についてでございます。

まず、NGN接続料の改定についてでございますが、NGNについては、研究会報告書を踏まえた接続会計規則等の改正を受け、平成20年度から接続会計が整理されているところでございます。

一方で、NGNは、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、今回の申請案では、昨年度に引き続き平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により算定しているところでございます。

具体的には、平成20年度の接続会計におけるNGN設備の設備管理運営費をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成22年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っているところでございます。

その結果の具体的な接続料水準については、この下の表にあるとおりでございまして、まず、収容局接続機能につきましては、収容ルータ装置ごと、月当たり、NTT東日本で216.8万円、NTT西日本で245.3万円となっております。また、IGS接続機能につきましては、3分当たり、NTT東日本で5.7円、NTT西日本で6.29円となっているところでございます。さらに、中継局接続機能につきましては、10Gポートごとに1月当たり、NTT東日本で634.8万円、NTT西日本で534.8万円となっているところでございます。

続きまして、接続料算定の具体的な方法についてご説明をさせていただきます。

今回の申請案における接続料原価は、昨年度の算定と同様、2つのフローを用いて行っているところでございます。

第1は、NGNを構成する設備別コスト、及びひかり電話網のコストを算定するフローでございまして、平成20年度接続会計から推計したコストをベースに算定しているところでございます。

第2は、この設備別コストを関係する機能に配賦するフローでございまして、各機能へのコスト配賦は、昨年度の算定と同様の手法により設備の種類に応じて異なる取り扱いを行っているところでございます。

まず、設備別コストの算定についてでございますが、今回の申請案においては、平成22年度のNGN及びひかり電話網のコストは、平成20年度接続会計における設備管理運営費をベースに、平成22年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予測、算定しているところでございます。

なお、今回の算定では、平成20年度の設備量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、平成22年度の取得固定資産価額を算出しているところでございます。

その結果、平成22年度における各設備別コストの集計をしたものが、この下についております表でございまして、

次に、設備別コストの関係する機能への配賦についてでございます。



今回の申請案におきましては、中継ルータ、伝送路、SIPサーバの3設備以外の設備に係るコストにつきましては、昨年度と同様、関係する機能に直課をしているところでございます。

具体的には、収容ルータ及びISP用網終端装置については収容局接続機能へ、メディアゲートウェイにつきましてはIGS接続機能へ、ゲートウェイルータにつきましては中継局接続機能へ、またVPN用網終端装置及びSNI収容ルータについては未アンバンドル機能にそれぞれ直課をしているところでございます。

次に、中継ルータと伝送路コストの配賦についてご説明をさせていただきます。

中継ルータと伝送路につきましては、NGNで提供されるイーサネット関係を除くすべてのサービス・機能で共用されるものでございまして、今回の申請案では、この設備に係るコストを関係する機能へ配賦するためのコストドライバとして、昨年度に引き続きポート容量比を採用しているところでございます。

今回の接続料算定におきましては、将来原価方式により算定することとしているところでございますが、例えば想定トラヒックまたはポート実績トラヒックをドライバとするためには、直近の実績トラヒックの把握だけではなく、当該トラヒックから2年後のトラヒックについても予測する必要があるところございまして、しかしながら現時点でのNGNトラヒック把握は平成21年度上期のもののみでございまして、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難であると判断されることから、今回引き続きポート容量比を採用しているところでございます。

また、今回の申請案では、中継ルータと伝送路のコストについて、ポート容量比により配賦を行うに当たりまして、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮し、昨年度と同様にQoSの有無・程度の加味、及び帯域等換算係数の採用の2つの措置を講じているところでございます。

まず、QoSにつきましては、最優先通信と高優先通信についての通信品質を確保するために要求した帯域に上乘せをした帯域、具体的には最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%を確保していることから、当該上乘せ帯域を含めてポート容量を観念し、費用配賦を行っているところでございます。

また、帯域等換算係数につきましては、一般的にIP系の装置価格については、帯域差ほど費用差が生じておらず、スケールメリットが働くことに着目して、帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行っているところでございます。

6 ページでございますが、以上の考え方に基つきまして、中継ルータと伝送路のコストについては、エッジ設備ごとに以下の計算式、すなわちポート容量にQoS換算係数、帯域等換算係数及び稼働ポート数、これらを掛け合わせるによりポート総容量を算定し、このポート総容量を比率化して関係する機能に配賦をしているところでございます。この式により配賦をした結果が、この下についている表のとおりでございます。

次に、SIPサーバのコストの関係する機能への配賦についてでございます。

今回の申請案では、過去3年間のひかり電話トラフィックの実績トレンドから平成22年度におけるSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦しております。

この結果につきましては、この下の表のとおりでございます。

次に、ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦についてでございます。

今回の申請案では、過去3年間のひかり電話トラフィックの実績トレンドを用いて予測した通信回数及び通信時間を用いて、「NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通信」と「それ以外の通信」について、昨年度と同様、前者については未アンバンドル機能に、後者についてはIGS接続機能に配賦をしているところでございます。

以上をまとめたものが7ページの表でございまして、アンバンドル機能ごとの接続料原価は、それぞれの機能の表の一番下の合計に表示をされているところでございます。

最後に8ページ、最終的な接続料の算定についてでございます。

アンバンドル機能ごとの接続料は、今7ページでございまして各機能ごとの接続料原価を各機能ごとの需要で除して算定されているところでございます。

この各機能の需要につきましては、まず収容局接続機能の需要について、平成20年度の実績台数からNGNのエリア展開等を踏まえて予測した収容ルータの稼働装置台数。IGS接続機能の需要につきましては、過去3年間のひかり電話トラフィックの実績トレンドを用いて予測したIGS経由の通信回数及び通信時間、中継局接続機能の需要につきましては、ゲートウェイルータの稼働ポート数をそれぞれ設定しているところでございます。

これらの数値を用いまして最終的に接続料を算定した結果が、8ページの表にあるとおりでございますが、それぞれの機能の具体的な接続料の水準につきましては、冒頭ご説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、9ページをおあげいただけますでしょうか。電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る装置についてでございます。

まず、F T T Hサービスの屋内配線に係る使用料等の設定に関する変更でございます。

N T T東西に設置するF T T Hサービスの戸建て向け屋内配線が第一種指定電気通信設備を定める指定告示において指定対象に追加されたことを受け、当該屋内配線に係る使用料及び工事費を新たに設定するものでございます。

なお、本使用料等は、N T T東西の光信号分岐端末回線と一体として一戸建ての建物に設置される屋内配線に適用されるものでございます。

まず、屋内配線の使用料でございますが、これは張りかえ保守のために必要な費用であることから、張りかえ費用を平均的な使用期間で除して算定をしているところでございまして、具体的には1回線ごとに月額、N T T東日本で1 8 5円、N T T西日本で1 8 4円となっているところでございます。

また、光屋内配線工事費は、屋内配線を新設する際の工事費と、利用者の要望に基づいて当該屋内配線の設置場所等を変更する際の工事費を設定しているところでございます。これらの工事費は、実際の作業時間に作業単金を乗じた額、また新設の場合はこれに物品費を加えた額、これに貸倒率を加味して算定しているところでございまして、具体的にはこの下についております表にあるとおりの工事費が設定されているところでございます。

また、利用者の不在等により工事が実施できなかった場合の無効派遣費用につきましても、あわせて規定されているところでございます。

次に、ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定についてでございます。

ドライカップの下部区間のみを使用する機能について、接続料規則において新たなアンバンドル機能として規定されたことを受け、当該機能についての網使用料及び標準的接続箇所等を設定するものでございます。

網使用料につきましては、下部区間のコストと下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストから算定をしているところでございまして、10ページの一番上にございます表にありますとおり、具体的には1回線ごとに月額、N T T東日本で8 0 7円、N T T西日本で8 9 2円となっているところでございます。

また、ドライカップのサブアンバンドルに係る標準的接続箇所として、他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤のN T T東西側コネクタを新たに規定しているところ

ろでございます。

次に、WDM装置等に係る網使用料等の設定についてでございます。

WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長について、接続料規則において新たなアンバンドル機能として規定されたことから、当該機能についての網使用料、網改造料及び情報開示手続等を設定するものでございます。

まず、網使用料についてでございますが、接続ルール答申において、「WDM装置の接続料は、当面は個々の区間ごとに設定することが適当」との考えが示されたことを受け、個々の区間ごとに設定するための計算式を規定しているところでございます。

具体的には、下の表にございますとおり、網改造料の算出式により算定したWDM装置本体に係る費用と、中継ダークファイバの網使用料に区間距離、回線数を乗じた形で算定をされた中継ダークファイバの費用を足し合わせまして、全体を利用波長数で除す、こういった算定式により網使用料を規定しているところでございます。

また、WDM装置の分波光変換装置、いわゆるトランスポンダは、接続事業者ごとに個別に設置するインターフェース部に相当するため、網改造料の対象機能として規定をしているところでございます。

さらに、WDM装置に係る情報については、中継ダークファイバの空きがない区間については、WDM装置の設置の有無を接続事業者向けホームページにおいて開示し、その他の区間の情報や提供可能時期等については、接続事業者からの求めに応じ線路設備調査等を個別に行うことで開示される旨を規定しているところでございます。

また、WDM装置が設置されている中継ダークファイバに係る接続申し込み手続については、線路設備調査等、既存の中継ダークファイバと類似の手続を規定しているところでございます。

また、特別光信号中継回線に係る情報調査費及び光回線設備設置手続費は、この表にございますとおり、手続費として新たに規定をしているところでございます。

さらに、WDM装置が設置されている中継ダークファイバに係る標準的接続箇所として、分波光変換装置に係る配線盤等を規定し、接続に係る技術的条件を規定しているところでございます。

最後に、中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定についてでございます。

中継ダークファイバの異経路構成等の確認につきましては、これまで接続事業者から

の個別要望に応じて実施していたところでございますが、接続ルール答申及び電気通信事業法施行規則等の改正を踏まえ、調査に係る手続を新たに規定するものでございます。

また、異経路構成等の確認調査を行った中継ダークファイバについて、支障移転等を行う際には、当該接続事業者に対してあらかじめその旨の通知を行うことを規定することといたしております。

また、異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費として、この表にございますとおり、新たに手数料を設定しているところでございます。

次に、12ページ及び13ページをごらんいただけますでしょうか。本件についての審査結果についてでございます。

ここにごございますとおり、本件につきましては、審査事項1、2、5、8、11、16、17及び18に照らしまして、それぞれ審査結果は「適」としているところでございまして、本件については認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

次に、参考資料をおあげいただけますでしょうか。今回のNGN接続料と利用者料金との関係に関する検証、いわゆるスタックテストについてでございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ目の下のほうに、「2 検証結果」というところがございます。そこをごらんいただけますでしょうか。今回のスタックテストにおきましては、現行のスタックテスト運用ガイドラインを踏まえまして、フレッツ光ネクスト及びひかり電話について、NTT東西に対してそれぞれ検証に必要な資料の提出を求めたところでございます。

検証方法としては、利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、個々のサービスメニューごとに検証するとともに、利用者料金収入と接続料収入の差分、いわゆる営業費相当分が営業費の基準値、具体的には利用者料金収入の20%を下回らないものであるか否かの検証を、サービスブランドを単位として実施したところでございます。

2ページが、具体的な検証結果でございますが、この検証結果の表にありますとおり、すべての項目についてスタックテストの要件を満たしていると認められるところでございます。

最後に、検証結果に対する総務省の考え方でございますが、フレッツ光ネクスト及びひかり電話、ともに営業費相当分は基準値を上回っており、かつすべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料を上回っていることから、今回のNGNの接続料水準

については不適正なものではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、2つのものが入っておりまして、次世代ネットワークの平成22年度の接続料の改定と、電気通信市場の環境変化に対応した接続料に係る接続約款の措置と、2つ入っておりますけれども、どうぞどちらからでも、何かご質問なりご意見ございましたらお願いいたします。

○酒井部会長代理 よろしいですか。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○酒井部会長代理 NGNの接続料なのですが、たしか前回議論したときに、要するにポート容量とトラフィックベース、これをどちらをどういうふうにするかということについてなるべく早期に結論を出すという話だったんですけれども、今回まで出なかったということだと思ってよろしいでしょうか。

○古市料金サービス課長 酒井部会長代理からご指摘のとおり、次世代ネットワークの接続料をご議論いただいた研究会におきましても、ポート容量比だけではなくて、アクティビティベースの、例えば想定トラフィック比でありますとか、ポート実績トラフィック比についてもご検討いただいたところでございます。

研究会報告書にもございますとおり、例えば想定トラフィック比でありますと、予測に必要な変数が非常に多いということがございますので、こういった変数のベースとなる実際のデータ、こういったデータが十分に蓄積されるということが大前提になるというのが1点でございます。

また、ポート実績トラフィック比につきましても、実際のポート実績トラフィックのデータが十分に蓄積されるということが、このドライバを採用するに当たっての前提となるということでございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、現時点におきましては、例えば想定トラフィック比を採用する場合のNGNの実際の利用に係るデータでありますとか、あるいはポート実績トラフィック比を採用するに当たってのポート実績トラフィックのデータ、こういったものがまだ十分に蓄積されていないということもございますので、今回は、昨年度と同様にポート容量比を採用しているということでございます。

ただ、研究会でもご議論いただきましたとおり、ポート容量比につきましても、や

はりアクティビティではなく、キャパシティを考慮するというものであること、それからサービス別コストの把握が困難であることに起因する問題があること、こういったことから、あくまで暫定的なコストドライバとして、先ほど申し上げたようなアクティビティをベースとしたコストドライバについて検討していくことが適当であるとされているところでございますので、平成23年度以降のNGNの接続料の検討に当たりますには、先ほど申し上げましたようなデータの蓄積度合いでありますとか、NGNの利用状況、利用実態もきちんと踏まえながら、また改めてどういうドライバがいいかということを中心に検討、検証していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。どうぞ、ほかに。

○東海臨時委員　今の酒井委員のご質問のことですけれども、NGNの研究会報告づくりに関係をした者として思うところでございますが、基本的には研究会の姿勢としては、将来原価方式ですから、当然のことながら分母のほうの問題というのは、実績値をベースにするのだけれども、やはり予測を加味しながらの物量でなければならないという考え方で、結局は予測が入ってくるんだろうと思うんです。その際に、キャパシティを分母に置くという考え方と、実績のアクティビティに近い予測値を分母に置くという言い方が、どちらが最終的な落ちつきどころかというのと、どちらかというのとポート容量比ではなくて、実際のアクティビティを土台にして算定した予測値というものになることがどちらかという望ましいという流れをまとめたような気がしております。

1年目ですから全く実績がありませんので、1年目はやむを得ないがと。それで2年目は、実績値が少し蓄積されるので、そこから類推して分母をアクティビティに近いものとして、アクティビティを実質的に表現するものとしての物量数値をという考え方になればと思ったのですが、おそらくここは、キャパシティとアクティビティの数量の乖離がかなりあるのではないかと。ということは、NGNの伸びが当初想定したものよりも伸びていないと。このことを逆に、1年目、2年目ですから、アクティビティでやるとなると、今度は相当分母が小さくなりますから、算定される場所の単価が1年目と大きく乖離する可能性があるということではないかなと、私は想像しているのですけれども。実際にNGNの具体的な動向というのは把握しておられるわけですから、そういう流れがあるとすれば、もしかしたら来年もこのままで行かざるを

得ないかもしれないという状況も想定されるかもしれないと。こんな考え方は少し乱暴ですか、事務局。

○古市料金サービス課長　基本的には、東海委員ご指摘のとおり、アクティビティベースの、特に今ご議論いただいておりますのは、中継ルータあるいは伝送路といった共用設備のドライバをどうするかということでございますけれども、そのドライバを考慮するに当たっては、やはりアクティビティベースのドライバが適当であるというご議論をしていただいたと認識をしております。

今、NGNにつきましては、ちょうど全国展開を図っているところでございまして、来年度になりますと全国展開が図られていくということもございまして、ネットワーク展開としても落ちついていくということも想定されますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、その時点において、現時点よりも、当然のことながらNGNの利用実態に対するデータでありますとか、あるいはポートの実績トラヒックのデータというものが十分蓄積されてくるということが、これは十分に予想されるわけでございますので、その時点において、そういったデータもきちんと踏まえながら、今、酒井部会長代理、あるいは東海委員からご指摘のあった点も踏まえながら、きちんとドライバについて検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○宮本委員　ちょっとよろしいですか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○宮本委員　今、東海委員がおっしゃったように考えますと、データが集まってくるに従って、キャパシティよりも実績値を重視する方向で決まっていくというふうには考えられませんか。

○東海臨時委員　ええ。そういう形が望ましいという流れで研究会は取りまとめていると、私は思っております。

○宮本委員　そういうことですね。後になればなるほどね。わかりました、ありがとうございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。  
よろしいですか。

それでは、本件につきましてはこの審議会の議事規則の規定に従いまして、諮問された案を部会長会見で報道発表する、あるいはインターネットで掲載するなどして公告しまして、広く意見募集をするということにいたします。



本件についての意見招請であります。規定どおり2回実施するというので、1回目の意見招請期間は平成22年2月18日木曜日までといたします。

また、提出されました意見を踏まえまして2回目の意見招請を行いましてから、また接続委員会において調査・検討いただくということでありまして、その調査・検討をいただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめると、こういう予定にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決定したいと思います。

○根岸部会長　以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたらと思いますが、よろしいですか。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐　部会長、申しわけございません。

○根岸部会長　ごめんなさい、はい、どうぞ。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局のほうから、一言お願いいたします。

この後、本会場で部会長会見が行われます。会見は、閉会后速やかに行いますので、大変申しわけございませんが、ご出席者及び傍聴の皆様は、速やかなご退場にご協力くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。それでは、終了いたします。

閉　　会